

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人梶谷玄の上告趣意第一、第二は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。同第三は、本件犯行を単純一罪ではなく併合罪であると主張するが、所論は被告人に不利益な主張であつて、上告理由としては不適法である（原審の是認した第一審判決の確定した事実関係の下において、本件行為を包括一罪として処断したことは正当である）。

被告人本人の上告趣意は事実誤認、単なる訴訟法違反の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年六月一六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下	飯	坂	潤
裁判官	高	木	常	七